

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、茨木市人権尊重のまちづくり条例（平成10年茨木市条例第27号）の趣旨に基づき、茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同し、性の多様性の理解促進等に取り組む企業等を茨木市LGBTQフレンドリー企業として登録し、その取組を支援することにより、市内企業等の自主的な取組を促進し、もって多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もがありのままに生きられる社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) LGBTQ 性的指向が必ずしも異性のみではない者又は性自認が戸籍上の性と異なる者等、いわゆる性的マイノリティをいう。
- (2) 企業 法人その他の団体及び個人事業主をいう。
- (3) 事業所 本店、支店、営業所等、対外的に独立して事業活動を営んでいるものをいう。

(対象)

第3 この制度の対象となる企業又は事業所（以下「企業等」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同していること。
- (3) 性の多様性についての理解を促進するための従業員向け研修を実施していること、又は社内報等を利用して、従業員が性の多様性に関する理解を深められるよう啓発していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる企業等については、対象としない。

- (1) 茨木市暴力団排除条例（平成24年茨木市条例第31号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員（次号において「暴力団員」という。）、同条第3号に規定する暴力団密接関係者（次号において「暴力団密接関係者」という。）又は同条第4号に規定する暴力団事務所である企業等
- (2) その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者である企業等
- (3) 過去3年以内に、この制度の趣旨を著しく逸脱する行為を行った企業等
- (4) 過去3年以内に、虚偽の申告その他不正な手段により第4に規定する登録又は第8第2項に規定する更新を受けようとした企業等

(5) その他、公序良俗に反する行為又は重大な法令違反があった企業等

(6) その他市長が不適当と認める企業等

(登録の方法)

第4 登録を受けようとする企業等は、茨木市LGBTQフレンドリー企業登録（更新）申請書（様式第1号）（第6において「申請書」という。）に所定の事項を記入し、市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定により申請がなされた場合において、当該企業等が第3に定める要件を満たしていると認めるときは、当該企業等を茨木市LGBTQフレンドリー企業として登録し、茨木市LGBTQフレンドリー企業登録証（様式第2号）及び茨木市LGBTQフレンドリー企業ステッカー（様式第3号）を交付するものとする。

3 前項の規定により登録を受けた企業等（以下「登録企業」という。）は、専用ロゴマーク（様式第4号）を使用することができる。

(登録の単位)

第5 第4に規定する登録は、事業所単位で申請するものとする。

(変更・辞退の届出)

第6 登録企業は、次の各号に掲げる場合には、茨木市LGBTQフレンドリー企業申請事項（変更・辞退）届出書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

(1) 申請書に記載した内容に変更が生じたとき。

(2) 登録を辞退しようとするとき。

(確認調査)

第7 市長は、必要に応じて第4第1項の規定により登録を受けようとする企業等及び登録企業に対し、申請内容について調査を実施し、確認を行うことができる。

(登録の有効期間)

第8 登録の有効期間は、当該登録の日から起算して3年を経過する日の属する年度の末日までとする。

2 前項の有効期間の更新を受けようとする登録企業は、有効期間満了の3月前から7日前までの間に、市長に有効期間の更新申請をしなければならない。

3 前項の規定による更新の手続については、第4の規定を準用する。

(登録の取消し)

第9 市長は、登録企業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第3第1項の要件を満たさなくなったとき。

(2) 第3第2項第1号から第5号までのいずれかに該当することが判明したとき。

(3) この制度の趣旨を著しく逸脱する行為を行ったとき。

(4) 虚偽の申告その他不正な手段により第4又は第8第2項の申請をしたとき。

(5) 前各号のほか、市長が登録企業として適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により登録が取り消された企業等は、茨木市LGBTQフレンドリー企業登録証（様式第2号）等を返還するものとする。

（登録企業への支援等）

第10 市長は、登録企業の名称、取組内容その他必要な事項について情報を発信し、広く市民等への周知を図るものとする。

（その他）

第11 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月25日から実施する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から実施する。

様式第 1 号（第 4 関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

茨木市 L G B T Q フレンドリー企業登録（更新）申請書

茨木市 L G B T Q フレンドリー企業登録制度実施要綱第 4 に基づき、次のとおり申請します。

※ 更新の場合は太枠内のみ記入し、その他の欄は変更がある場合に記入してください。

申請者（企業・事業所情報）	
①事業所名	
②事業所代表者の 役職・氏名	
③事業所の所在地	〒 茨木市
④事業概要	URL:
⑤担当者	所属・役職・氏名 電話： FAX： E-mail：

確 認 事 項 （当てはまるものに☑）	
要綱第 3 第 2 項第 1 号から第 5 号まで	☐ 全て該当しない
市ホームページへの掲載	☐ 希望する ☐ 希望しない
☐ 茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同する。	
☐ 性の多様性についての理解を促進するための従業員向け研修を実施している、 又は社内報等を利用して、従業員が性の多様性に関する理解を深められるよう 啓発している。 ・市の事業所向けLGBTQ出前研修を受講⇒ 実施日 年 月 日 ・その他の研修や社内報等による啓発を実施⇒ 研修案内の写しや社内報等、 実施したことが確認できる資料を添付してください。	

そのほか、性の多様性の尊重について取り組んでいることがあれば裏面に記載してください。

(裏面)

性の多様性の尊重に関する取組PR【任意記入】
(市ホームページで公表します。)

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱(抜粋)

(対象)

第3 この制度の対象となる企業又は事業所(以下「企業等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に事業所があること。
- (2) 茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言に賛同していること。
- (3) 性の多様性についての理解を促進するための従業員向け研修を実施していること、又は社内報等を利用して、従業員が性の多様性に関する理解を深められるよう啓発していること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる企業等については、対象としない。

- (1) 茨木市暴力団排除条例(平成24年茨木市条例第31号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員(次号において「暴力団員」という。)、同条第3号に規定する暴力団密接関係者(次号において「暴力団密接関係者」という。)又は同条第4号に規定する暴力団事務所である企業等
- (2) その役員が暴力団員又は暴力団密接関係者である企業等
- (3) 過去3年以内に、この制度の趣旨を著しく逸脱する行為を行った企業等
- (4) 過去3年以内に、虚偽の申告その他不正な手段により第4に規定する登録を受けようとした企業等
- (5) その他、公序良俗に反する行為又は重大な法令違反があった企業等
- (6) (略)

茨木市性の多様性を尊重するまちづくり宣言

茨木市は、人権擁護都市として、人権が守られた、豊かで住みよいまちをめざしてきました。

これからも、多様な生き方を理解し、互いの人権を尊重し合い、誰もが幸せを実感しながら自分らしく暮らすことのできる「次なる茨木」に向けて、性の多様性についての理解促進やセクシュアルマイノリティの支援に取り組むことをここに宣言します。

様式第2号（第4関係）

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録証

様

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱に基づき、茨木市
LGBTQフレンドリー企業として登録したことを証します。

登録有効期間

年 月 日 から 年 月 日まで



IBARAKI
LGBTQ
FRIENDLY

年 月 日

茨木市長 福岡 洋一 印

様式第3号（第4関係）

「茨木市LGBTQフレンドリー企業」ステッカー



様式第4号（第4関係）

「茨木市LGBTQフレンドリー企業」専用ロゴマーク



**IBARAKI
LGBTQ
FRIENDLY**



**IBARAKI
LGBTQ
FRIENDLY**

※ 専用ロゴマークの使用にあたっては、別に定める「IBARAKI LGBTQ FRIENDLY
ロゴガイドライン」を遵守してください。なお、茨木市LGBTQフレンドリー
企業登録制度の趣旨に反する文書やサイト等では使用できません。

様式第5号（第6関係）

年 月 日

（あて先）茨木市長

茨木市LGBTQフレンドリー企業申請事項（変更・辞退）届出書

茨木市LGBTQフレンドリー企業登録制度実施要綱第6に基づき、次のとおり
届け出ます。

届 出 者	
事業所名	
事業所代表者の 役職・氏名	
事業所の所在地	〒 茨木市
担当者	所属・役職・氏名 電話：FAX： E-mail：

届出区分（いずれかに ☒)	☐ 変更 ☐ 辞退
変更・辞退年月日	年 月 日
変更の内容	
変更・辞退の理由	